

仕事を辞めた／収入が減ったことにより、
家賃の支払いにお悩みの方へ

住居確保給付金のご案内

家賃のお支払いを支援し、あなたの就職活動※をサポートします！



※自営業者の方は、給付金を受けながら事業再生のための活動ができる場合もあります。

○どのような方が対象ですか？

- 仕事を辞めてから／事業を廃止してから2年以内の方
- 休業等（※）により収入が減って、家賃を払えなくなりそうなる方／住む家がない方

※雇用先によるシフトの減少、取引先の倒産や営業縮小、災害等の影響によるものに限る

○収入などの制限はありますか？

①と②の両方に当てはまる必要があります。《豊中市の場合》

①世帯の収入月額が **基準額(※1) + 家賃額(※2)** より少ない

※1 単身世帯：9.2万円、2人世帯：13.9万円、3人世帯：17.2万円、
4人世帯：21.4万円、5人世帯：25.5万円

※2 単身世帯：4.2万円まで、2人世帯：5万円まで、3～5人世帯：5.5万円まで

②預貯金・手持ちのお金が 単身世帯：55.2万円以下、2人世帯：83.4万円以下、
3人以上世帯：100万円以下

○まずはご相談ください

・くらし再建パーソナルサポートセンター（豊中市くらし支援課）

所在地 〒560-0022 豊中市北桜塚2-2-1 生活情報センターくらしかん2階

電話 06-6858-5075

あなたに合った求職活動をしてください

受給するためにはその人に応じた求職活動を行う必要があります。
必要な求職活動について、よくご確認ください。

求職活動要件をチェック！

申請理由はどちらですか？

- ① 離職・廃業
- ② 休業等による収入減少

②

- ③ シフト減少（※）
- ④ ③以外の自営業者

④

事業を建て直す意思がある

いいえ

はい

公共職業安定所等での
求職活動



経営相談先から
就労を勧められた場合

活動計画の作成

経営相談先での
経営相談

自立に向けた
活動

※自営業者であっても、実質的に被雇用者と同等と考えられる条件で働いている者も含む

公共職業安定所等での求職活動

- ① 公共職業安定所等への求職申込み
- ② 自立相談支援機関での相談（月4回以上）
- ③ 公共職業安定所等での職業相談（月2回以上）
- ④ 企業等への応募（原則週1回以上）
- ⑤ プランに沿った活動（家計相談など）

経営相談先での経営相談等による 自立に向けた活動

- ① 経営相談先への相談申込み
- ② 自立相談支援機関での相談（月4回以上）
- ③ 経営相談先での経営相談（原則月1回）
- ④ 給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組（月1回以上）
- ⑤ プランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）

自立に向けた活動って？

自立に向けた活動とは、経営相談先から助言等を受けて作成する「自立に向けた活動計画」に基づき行う活動です。（例えば、事業収入を増やすための営業活動や資金調達など）「自立に向けた活動計画」は自立相談支援機関への報告が必要です。